

低濃度PCB廃棄物の積替保管に関する施設要件等

制定 平成26年4月1日

静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針3（9）オの規定に基づく低濃度PCB廃棄物の積替保管に関する施設要件等を次のように定める。

1 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成25年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）「2. 2. 5 積替え・保管」及び「2. 2. 6 積替え・保管施設」に規定されている内容のほか、次の要件を有すること。

（1）施設要件

- ア 積替え保管施設は、事業場の敷地内へ設置すること。
- イ 低濃度PCB廃棄物の積替え作業は、屋内において実施すること。

（2）運用要件

- ア 積替え保管施設は、施錠ができる構造とし、24時間の機械警備を実施すること。
- イ 積替え保管施設にPCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の修了者及び特別管理産業廃棄物管理責任者が常駐すること。
- ウ 低濃度PCB廃棄物の積み替え作業は、PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の修了者により実施すること。
- エ 保管日数は、7日以内とし、その保管量は、積み替えた後の運搬車両の1台分の最大積載量以下とし、平均的な搬出量の7日分を超えない数量とすること。
- オ 低濃度PCB廃棄物の運搬容器からの取り出しは行わないこと。

2 低濃度PCB廃棄物を積替え保管する合理的な理由を有すること。

- （1）排出事業場1箇所あたりの収集量が運搬車両の1台分の最大積載量に満たないこと。
- （2）運搬先が静岡県域外であること。

3 その他

- （1）排出事業場は、静岡市内に限ること。
- （2）静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第20条第1項の規定に基づく事業計画書の提出等に準じた手続きを行うこと。